

<問1、プランへの期待>

加藤：プランがどのように受け止められているかの全体像を把握したいという意図。期待できるとした方が48%、逆に期待できないとした方も43%。どう考えるべきか。口火として、感想をお聞きしたい。

赤堀：期待できるとした方が約半数。すでに一昨年12月に発表され、昨年具体的に検討され、動き出しており、制度的骨格もできてきた。現状ではこれを活用しながら、利するところを使っていくという空気が強い。個々に批判したい部分もあるが、このプランを活用していかねばならないという認識だ。木材などの周辺状況も転換期に来ており、それらを含めて、期待というより何かをしなければいけないという状況だ。期待できないという回答も4割あり、まずはこの中で活用できるところから進めていくしかないという意思の表れでは。

今回の政策は今までより「泥臭いところがいい」という声を林業現場から聞いた。路網整備とか、現場が乗りやすいところはある。もちろん運用面で議論が必要な面は多いが、活用することができる政策ではないか。

長沼：私は高山市に出向していたので市町村の経験もあったり、岐阜県ではプランとよく似たことを5年前からしていた経緯があって今回この場に呼ばれたのだと思う。

期待が半々というのは意味がある。反対の方も「方向性は賛成」という方が多い。つまり、課題を解決できれば賛成だが、昔からできなかった課題だから難しいということだろう。しかし、今までは縦割りだったのを一緒にやろうという一つのきっかけとしてはよい。課題はあるが、行政、森林組合、事業体、研究機関といった各セクターがとにかく協力してやっていくことが必要ではないか。必ず利害関係で対立する部分はあるだろうが、川上川下を一体的に捉えていくべき。また、自給率50%という、今までの数値の単なる何%増しではない目標を掲げたことにも意味があると思う。

林：期待できないとした回答を誰がしたのかに興味がある。森林組合がプランでは改革対象として大きく取り扱われ、森林組合はかなり反発した。しかしその割に森林組合の回答数が意外に少なく(82名)、「なぜ?」と思った。反発した割に反応がちょっと少ない。そして、市町村公務員からの回答が30名と少なく愕然とした。このあたりがある意味今回の主体というか、やるべき存在であるはずなので、心配だ。

森林組合もはっきり言って、これで改革が走りだし、自ら本気で取り組まないと世間やプランから取り残されるので、各組合それぞれが意思統一して進んでいくと思う。ただ、心配なのは、「そうはいつでも乗っかれない」となる人材に余力のないところだ。

加藤：回答数には、森林技術の購読者層が国や県が中心だという背景はあるとは思う。また、市町村の森林・林業技術者がどれだけいるのかという点が表れたかもしれない。では、個々の問題に移りたい。

<問2、自給率目標と木材需給 ～イニシアチブを取る～>

加藤：木材需給をどう考えるか。自給率50%が目玉として取り扱われている。回答では、2/3の方が、達成できるかは別としてこの方向で行こうと捉えている。一方、率より量をとる意見も22%。実は、量を目標にというのは、平成13年の森林・林業基本法、森

林・林業基本計画（初回）の作成時に大いに議論になった。当時、多面的機能の発揮のためにどう森林整備をどう行うかをまず考えねばならない、木材はその結果として出てくる、それをできるだけ有効に使う、そういう意味で量が大事、という議論だった。しかし今回、率になったのは、「量」の持っている意味が分かりづらいという面があったのか。こういう山を作っていきたい、そのために整備する、その結果この量が出てくるという三段論法を量だけで説明するのは難しく、率がわかりやすいと判断されたのかな、と私は感じた。ただ、どれほど国産材が必要されるのかは当然検討されねばならない。いま木材需要は減少傾向にあり、6,000万m³台に。将来を見込んでも、人口減少もあり住宅着工も伸びないということで下がっていく見通しが強い。そんな中、自給率50%はどうか、それで森づくりは達成できるのかということになる。

赤堀：目標として肯定的にとらえる人が相当多かったのは非常に意外だ。これから大量の需要が発生するかもしれないバイオマス発電も視野に入れていくと、森林を適切な姿に保ち続けることを前提として、最大でどのくらいの量が出せるのか、量をむしろ考える必要があるのではないか。需要が減少傾向の中で、自給率目標は案外達成できるかもしれないが、率を採用することがあまり有効だとは思えない。政府は、人工林から間伐で年間4,000万～5,000万m³生産できる（そういう体制に持っていく）から50%は妥当なんだということが基本のようだ。拡大造林による人工林のどれくらいが生産林として維持されるのかも不明だし、妥当性の検証もない中で、数値が独り歩きするのはおかしいと思う。森林現況に対するデータ整備も不足しており、プロパガンダとしては「50%」は有効だと思うが、これに捉われる意味はないと思う。

また、これからの需給・自給率の向上という意味では、パルプチップをどうするか。輸入広葉樹チップに対する依存度は大きい。林地残材も含めて針葉樹チップを利用する場合、針葉樹材からの上質紙製造技術の開発等、課題は多い。

需要に対する見方として、集約化がキーワードだが、大手ハウスメーカーを主要ターゲットとする大ロット供給・利用ばかりが強調されているのが気になる。このプランは林業生産活動活性化という意味では有効なもの盛り込まれているが、それによって地域社会が活性化するかというと、言い足りない面が大きい。大規模流通面はこれまでも新流通、新生産と政策的にやってきたが、これらは儲かるならば勝手に動く。ハウスメーカーも国産材を使わざるを得なくなる中、いかに国産材を使っていることをアピールするかという段階に入ってきている。そちらはもう自由にやっていただいて、地域の小さなサプライチェーンや、価値を高める施業による木材の市場をどう政策的にテコ入れするかが重要だろう。大径材にしても合板に喜ばれるだけでは困る。

加藤：パルプチップの自給率向上は誰もが課題に思うところだが、製材について大手は自動的に動いていくと言っているのか。安定供給が担保できない等で、今まではそうでなかった。為替レートが不安定で、資源的にも国産材の供給可能性が高まっているから、国産材を使うムードは出ているが、これからの推移で「やはり国産材は安定供給できず、だめだ」と回帰してしまうというようなことはありえないのだろうか。

赤堀：たとえば中国木材は、震災の関係で今後が不透明だが、計画上は広島、大分の佐伯、茨城の常陸大宮に3つ拠点を作り、本格的に国産材志向をするようだ。堀川社長は「国産

材に舵を切るには原木の安定確保が不可欠だ。だから、自ら林業経営に乗り出すことも視野に入れる」としており、至極当然だ。欧米の林産企業は資源戦略として林地にアポイントメントを求めている。日本でも有力な加工主体がこれまでの政策で出てきており、いまのところ原木確保に苦勞しているが、今後は山林経営に参入するなど積極的に関与してやっていくのではないかと。商社もかかわりながら。価格の問題はあるが。住宅業界では、タマホームも大東建託も国産材に舵を切るのは、外材調達の困難さだけでなく、各地に製品の安定供給体制が確立したことに起因しており、この流れはそう大きくは変わらないのでは。製材は、外材回帰より、国産材確保に自律的にさらに進むだろう。そうなれば、政策的にもう「手放す」ような形になるかもしれない。合板は海岸立地であって、まだ分からないが。

そうすると、地域経済、地場の林産業の沈下を懸念している。3ちゃん製材を生き残れと言うのではないが、大径材を台車挽きで念入りに木取りする形態はドイツのように生き残るとも言われるが、日本はヨーロッパと違い、大径材を仕上げ材に使うような需要がなくなっている。これを政策的に何とかしないと、大径材を挽けなくなってしまう。

加藤：ドイツは 40,50cm でも板材で挽いている。ドイツでも仕上げ材でそれほど大きな需要があるわけではないのでは？

長沼：ドイツの大径材は大きい。40,50cm は普通の太さで、大型製材工場で工業的に板材にしており、1m近い大径材は中型工場で挽いている。ドイツへ行った時、モミの大径材を挽く工場を見た。行き先は、日本の棺桶と言っていたが、よく聞くと実際は卒塔婆と言うことで節のない白いモミが最適らしい。日本人が死んで最後に戒名を書いてもらうものが、ドイツ産であると知ったときは、ちょっとショックであった。これなどは、例外だろうが、基本的に木材の使い方が違う。向こうは石の文化なので家の構造は石で、木材は内装と屋根の垂木に使い、日本のように芯持ちの柱材を製材することはない。

聞きたいのだが、50%の意味はなんだろう。公務員・行政は川下に弱い。岐阜県は平成17年10月に林政部が復活したのだが、経産省出身の知事から「県産材流通課」を作ろうと言われ、我々と発想が違うなと思った。50%は、自分たちがシェアを持つことによってイニシアチブを取るという意味はあるのかなと思う。弱小では交渉力がないので。そのことを踏まえながら、基本計画の中の様々な数値が目標なのか限度なのか最低限なのか、各数値の意味をはっきりさせるべきではないか。

赤堀：アイテムごとに精査する必要があるのではないかと。梁・桁は中国木材のドライビームが圧倒的シェアを持っているし、製材はすでに40%以上の国産比率がある。製材に関してはイニシアチブは早晩とれると思う。

長沼：個別の種類ごとに、シェア50%をとるためにはそれぞれに相手の求める需要を把握し、それに応えるようにする。そういう意識づけになるという捉え方をするのは意味があるのではないかと。

赤堀：生産量の上限という意味では、昔の林力増強政策（成長量を見込んで過剰生産した）などを反省せねばならないが。

加藤：大径材利用の問題は前々から問題であるが、梁・桁についてもスギ資源が充実してきた。今後、スギを使っていけるのか。

赤堀：例えば中国木材は、ドライビームの脅威になりうるスギ平角を自分でやることで、

平角市場での影響力を保とうとしている。また、従来のドライビームは半割だった。しかし、「現し」の梁に需要が増えている、そのためには芯去り材ではなく、ベイマツの芯持ち平角も商品化しようとしている。さらに大径材が出てきて、スギ平角も有望になってきた。

加藤：乾燥技術も発達していき、あとは強度も、「少し大きめに作ればいいだろう」という考えもあり、有望と見てよいか。

赤堀：以前、ノルウェー人と意見交換したときに聞いたのだが、向こうでは家の中のインテリアの仕上げ材や枠材に当たり前のように木を使う。しかし、日本は和室用の造作材だけでなく、インテリアの仕上げ材や枠材に関しても、ムク材が使われるケースが減ってしまった。ムク材を使うにしても北米や中国から安い製品が輸入されており、国産材が需要を拡大するのが難しいという問題もある。政策としてはむしろこうした課題の解決に力を注ぐべきだと思う。

加藤：プランでは木材価格にあまり表だって触れていない。自給率目標を供給側としてはどう受け止めるか？

林：A材以外も林から出てくる、とくに搬出間伐では。補助要件で 10 m³/ha 以上の生産などとされているが、A材のみでそれを確保できない。5割以上がパルプチップ材というのが現実だ。山土場まで出してもお金にならないのでは搬出間伐自体が否定される。ここで、パルプチップ材の需要率を上げてほしいし、価格を保証してくれないと搬出間伐につながらない。一時的に間伐材ブームがあるが、別の視点から（例えば CO2）需要を喚起するような政策をいっそう求めたい。パルプチップ材も含め伐倒された材は「捨てるはいけない材」としてできるだけ使えるようにしてほしい。

加藤：全体をしっかりと使ってほしいということか。電力における再生可能エネルギーの固定価格買取制度がある。そうなれば、パルプチップについても、電力と同様に、それにいくらか上乗せして安定価格で買うような形にしないと、安定的原料確保が困難になるのかな。

林：山はそうなると助かる。

加藤：ただ、パルプチップは外材との国際価格競争だからそんな単純ではなく難しいだろうが。

赤堀：パルプチップの利用を含めた自給率、マーケット予測はもう少し大きな見方をしながら、広葉樹林業も視野に入れながら、生産対象とする人工林の適正量、それらの配置も含めて検討しなければならない。先日、岩手県内の素材生産事業者の震災影響を取材した。合板に加え、石巻や八戸の製紙工場の被害も痛手。そのため合板向け針葉樹も広葉樹も持ち込む先が無く苦しい。東北は広葉樹の一大生産地であり、広葉樹化を公益性の面だけでなく、資源戦略的にも見直す議論があってもいい。その中でパルプチップの議論がある。

加藤：先ほどの議論のように、50%といっても、どういうものが供給、利用されるのかを明確化しないといけない。

赤堀：専門家、関係者の意識がしっかりしていれば、50%はプロパガンダとしてもマーケットシェア目標としてもいい。個別議論になった時に方針を伝えられるように準備しておくべきだろう。

＜問3、ゾーニング ～そもそも論から再構築を～＞

加藤：多面的機能をどう発揮するのかということだが、回答は、いろんな議論に分かれているという印象。プランでは3区分は廃止すると言うが、機能区分はこれからも市町村で新しくやるとなっているので、本当はどうなるのか。肯定的評価もあるが、「もっと大まかでいい」に3割、「区分は不要」も2割。本当にこのゾーニングの議論はまだまだ収斂していないようだ。

長沼：まず、そもそもゾーニングを何のためにするのか重要だろう。現在のゾーニングは、本来重なりあうべき森林の機能をきっちり3つに分けてしまい、なおかつ補助金の支払いに関連付けてしまったので、補助が多い水土保全林ばかりになってしまい、岐阜では9割以上が水土だ。今回、ゾーニングによって補助金云々はしないらしいが、じゃあ何のためにゾーニングするのかその意図をはっきりすることがより強く求められる。

まず、公益や景観の面でどうしても守らねばならないところを括り、それ以外を生産対象にしうる、という程度で決めるということでは。それを市町村森林整備計画に反映させる。究極的には、経済林と公益林があり、公益林の中にいろいろある。まず「守る、生産を目指すところにしないところを明示」する意味でゾーニングをすればよいのでは。

加藤：プランでは機能がいろいろ挙げられていて、プランの理念としては、3区分より細かく分け、それに応じて必要な施業を示そうという形に見える。しかし現実には、細分するなら保安林でもう17種に細分化されているじゃないか、白地（しらじ）地域も認められているんだから保安林と生産林と白地でいいじゃないかとなりやすい。ゾーニングの目的をはっきり言わないと、これまでの政策との違いもわかりづらいのではないか。

林：市町村計画と一致する部分だが、はっきり言ってゾーニングは、各セクターの視点・想定スケールが違う。森林組合は林班ごとに考えようとし、溪流沿いは伐らずに広葉樹を残すとか。最近の災害では、ちょっとした溪流沿いに大雨が降っても荒れるという、保安林などより細かく山を見て整備する必要がある。つまり、一つ一つの森林をどうするかという見方を我々はしており、そうすべきだと思っている。そのことは、それぞれの森林について土地、土地の昔からの言い伝えを守ることというようなイメージを持っており、今回の方向はその上に乗るのかなとも思っている。現場で細かく判断をするということ。

加藤：3区分は「分かりやすくしよう」ということが主眼だったはず。たとえば、水源涵養を特に考えるべき森林があるという思想でそれを区分しようとしたのだが、全域を三つに分けるといふことと、そのための施業として皆伐から択伐まで同じ区分の中でいろいろな選択肢があった。いわば、大ざっぱに分けても、施業が細かく分かれてしまって、結局わかりづらくなった。今回は、目的を細かく分けて、目的に応じた施業を一対一的に決めるという狙いのようにみえるがどうか…

赤堀：私は林学をやったことがないのでよくわからないが、例えば針葉樹人工林で保健休養機能を重視する場合と水源涵養や資源利用を重視する場合に、対処は明らかに違ってくるものなのだろうか。森林の形態ごとに理想的施業方法とそのための助成措置を決めればそれでいいのではないか。

長沼：私も同感。そもそも水土保全は全ての森林が持たねばならないというような機能の

階層性を踏まえたものになるべきではないか。今回のプランの検討ではペンディングになった保安林制度は、伐採制限だけでなく、補償も税制優遇措置もあり、究極のゾーニングである。しかし、指定のやり直し等も必要で、非常に時間がかかる。最終的には計画制度と保安林制度をきっちり整理する必要があるだろう。だから、新たなゾーニングでは、まず、公益面で守るべきところを括り、それ以外を生産対象にしうるという程度でも良いのではないか。

赤堀：広葉樹に戻すという人工林と針葉樹として維持していく人工林、それぞれに最低限守るべきことがあるだろう。間伐と言いつつ部分皆伐していたりとかがあるが、それを溪畔地域ではいけないとか、形態ごとの指針の方を充実すべきなのは。

加藤：望ましい森林の姿とそれへ向けた施業のあり方をもっとはっきりさせるというのが市町村計画の課題として多く寄せられている。言葉としてはみんななんとなく受け止めているが、「目指す機能の違う林の取り扱いはどこが違うのか」はよく理解されていない。それぞれに「望ましい森」はなにかということにコンセンサスが得られていないまま、言葉だけが先行している。そのことは、先ほど述べたように、3区分で区分の中で幅広い施業を選択可能としたことも関係している。特に水土保持のためといえば、本来的には、非皆伐が望ましいということになる。

長沼：機能ごとに目指す林型はあまり変わらないのでは…メーラーの「恒続林」のように、人がしっかり管理したところは結局きれいでいいわけで。細かい区分が7つもあっても、7通りの施業方法など示せないし、実際に誰もしないと思うが。

加藤：ヨーロッパの森林に比べて多様な森林が生育する我が国で目指す森がどのようになるかということもあるが。

今回の回答では、ゾーニングはまだ議論が必要で、区分の必要性とともに、そのために必要な施業のあり方を明確にしなければいけないということだろう。いまは、それぞれ受け止め方が違う。市町村にいま「ゾーニングしてください」と言っても容易でない。私自身は、保安林との整合性など既存の制度にとらわれず、多面的機能の発揮のためにそれぞれの森林でどう考えるべきか、その議論の材料を提示することが必要ではないかと思う。どのようにしていかねばならないのか、もっと科学的な材料も踏まえつつ議論をしなければいけない。

＜問4、市町村整備計画の作成体制と手法 ～何を計画に盛り込むのか～＞

加藤：作成体制については、少し意外だったが、「市町村が主体的にやるべき、やれるべき」が36%と、第一義的には市町村だという声大きい。また、作成手法については、機能を考えるとき、どういう施業をすべきかわからないのでそれを明確に、という点が36%と多かった。収支計算手法も多く挙げられた。

長沼：市にもいて市町村森林整備計画も作ったが、まず市町村整備計画はどうあるべきか。今までは計画すべき事項が13項目くらいあったが、必要なのか。本当に必要なのは森林版の土地利用計画をしっかりと示すことだと思う。保護すべきゾーン、集約化すべきところ、そこでの経営計画、路網を示せば、組合や事業体にも見やすい。そして最低限の施業の基準を示し、さらに市町村ごとに森林・林業をどうするかを付け加えればよい。

しかし、このことは、市町村の大小や森林のあり方にもよる。森林の少ない、都市地域に近いところは特に大変だ。また、市町村には国有林がかなりある。どっちだろうが市民から見れば同じ森林だ。別の計画になっているのがおかしい。国有林の計画は少なくとも市町村計画に記載されるべき。岐阜県では、今年から県有林などを核として集約化を進めることにしている。民国連携も始まっている。市町村森林整備計画は市町村にある全ての森林の計画でなければならない。

とはいえ、それを市町村で独自にやるのは、いまの専門職員がいない人事制度では無理。県や森林組合との連携がないと。昨年6月のプランの検討委員会の中間取りまとめの段階では「市町村森林委員会」という名前のもので設置することが検討されていたが、地方分権の面から市町村に義務化できず最終的には消えた。岐阜では独自条例で、市町村ごとに森林管理委員会を作ることにしたが、やはり設立を義務付けることはできず、県はそれを支援することになっている。強制はできない。市町村は主体とならねばならないが、サポートは必要。

高山市で思ったのは、市町村が主体となり周りを取り込むとうまくいく。国有林にも森林組合にも話をし、いいところを取り込んでいけばいい。市町村はコーディネーターとなるべき。フォレスターは市町村にあるべきだし、市町村を単位として属地的に指導できる人がフォレスターとなるべき。

加藤：今回の森林法改正の中で「学識者の意見を聞かねばならない」となったので、森林委員会のようなものを作る方向になっていくのではと私は思う。また、この改正は、国有林との意見交換を強化するような記述になっていたとは思う。

長沼：国有林が市町村の意見を聞けとまでは言わないが、市町村計画の中で国有林部分が真っ白なのはまずい。どういう道を作る計画なのかといった情報は、市町村の土地利用計画として必要だ。

赤堀：例えば国有林が多い東北の市町村なら、国有林の計画が織り込まれなければ地域の森林のマスタープランになどならない。

加藤：国有林も情報開示が求められるようになり、少なくとも白く抜けることは避けられる。市町村に情報が行くようにせねばならない。既に対応しているところもある。一緒に作ることは、国有林にとっては、その市町村内にあるのは国有林の一部だから、難しいことだと思うが。しかし、これからの木材供給を考えれば、その国有林からどれくらいの材が出てくるかなどは、市町村は知りたいはずだ。それが伝わるようにせねばならない。

赤堀：今回は、計画を図面で示すことを重視しているのでなおさらだ。

加藤：マスタープランという言葉でいけば、全体的な計画でなければと思うが、その森林林業の唯一のマスタープランとなる市町村森林整備計画とはどのようなものになるのか。アンケートの中では、市町村が「こうしたい」というものか、「これを守ってください」なのか、規制計画なのか行動計画かという議論が出ている。

長沼：まずは森林の土地利用を考えるべき。「土地利用」を考える上で最低限守るべき規制的計画が必要だ。将来的には「こうしたい」という部分もあるだろうが。

それにしても、一年というスケジュールでできるものでもない。たぶん土地利用的なものをつめるだけでも、この残り半年くらいでは足りない。法律上は1月からなので、もっと短い。それをよーいドンで作るのは無理がある。このプラン全体に言えることだが、工

程を示して優先順位を決めながら進める必要はある。

加藤：改革期なのでいまは一斉変更もありかもしれないが、上位計画が変われば下も変わらねばならないというスケジュールありきでは、本当にいい計画は作れないのではないか。

長沼：現在は市町村計画に計画事項が13項目あるが、その中には目指す姿と施策と計画量と基準がごちゃごちゃに並列にある。それを順序立ててしっかり整理しないと。

加藤：再生プランでは、「これは書かねばならない、あとは追加していい」と書いてある。ただし、書かねばならない必須項目がその13からさらに増える（保護関係）ことになるようだが。

長沼：現在のスケジュールでいけば、森林経営計画を立てる時の審査の基準が最低限必要。

土地利用や施業基準など森林経営計画を審査するために、それらが最初に必要でしょう。

加藤：市町村の主体性強化だが、市町村には長沼さんが先ほどおっしゃった「コーディネーター」はできるのか？ 森林林業を長く携わったわけではないだろうが、地元にはずっといて地元事情には明るいと思うが。

長沼：森林の技術的能力はなくても、やれる人はいる。しかしまあ、全ては属人的な話だ。

林：ここが一番大事なんだが、いずれにしても人材がいないことも多い。首長でも再生プランを知らない人もいるだろう。市町村が本来担うべきだが、いままでの計画だって組合が隠れて手伝っている。いまは入札制度などで組合に風当たりが強く、組合が手伝いにくくなった。仕方ないから地域委員会みたいなもので意見を聞こうとしているが、危機的状況だ。特に、フォレスターその人自体が計画・実行権限があるとなると、そこが本来先にしっかりしないとどうにもならなくなる。本来なら組合がそこを請け負いたいくらいだ。組合は協力します。

加藤：市町村には、森林のすごい専門家を期待してはいけないのではないか。専門家になってフロントランナーになってもらおうなどは無理。会議を回すとか、県に聞いてくるとか、そういうコーディネーター能力を発揮してまとめることをくれればいいとはっきりすべきではないか。その時に、市町村らしさが発揮される。

赤堀：そのあたりは運用面。ゾーニングもそうだが、運用が市町村に任される部分がある。市町村によっては森林林業立村みたいなものを掲げるところもある。運用部分の例示、プランの副読本のようなもの、政策のアウトプット（伝達・広報）の方法をもっと工夫すべきだ。政策を現場に理解してもらうための手法をもっと工夫すべきだ。

加藤：その運用がなかなかできていない。それでフォレスターだが、実際にはフォレスターが市町村のことをやるとなると、市町村はいつまでたっても依存するだろう。人材が育たない。

赤堀：市町村で答えている人が少ないのに、「市町村が主体的に」という回答が最大多数だ（苦笑）

加藤：もう一つの問題として、実行のチェックはどうするのか。県のフォレスターがやるのか？ 計画を作るのもチェックも結局は県がやることになるのか？

赤堀：全体的にフォレスターに非常に期待が集まりながら、実態が未だわからない。

加藤：市町村に人材がいないという現状はわかっているが、長期的（たとえば10年スパン）には、市町村に人材を育てるという意識がないと、いつまでたっても県がやるということになる。

赤堀：本来理想とされる森林行政の完成形がイメージできない。目の前の課題に振り回され、忙殺されている気がする。

<問5、集約化 ～困難な取りまとめの「食えるか」を～>

加藤：プランの重点事項だ。多少なりとも「進む」だろうとした方が5割を超えてはいる。ただ、「進む」の中でも「補助とからめれば進む」という意見も多い。生産基盤として一定の大きさを確保して効率的施業をしようとする集約化の本当の意図が浸透しなければ、補助、補助というだけになってしまう可能性がある。

林：はっきり言って、森林組合改革としてこれをやらなければ生き残れない、進めざるを得ないという相当の覚悟を持っている。森林組合を相対的にとらえると、組織体制に大きなばらつきがある。経営の安定のために合併を推進し、職員を削減してきた。しかし集約化は、所有者を回って話してまとめねばならない人手がかかる作業。合併の思惑とは逆行している。うちはたまたま、13市町村にわたる18事務所を置いている。人件費から経営は苦しいが集約化のための人材はある程度確保できそうだ。

しかし現実には、施業単価は国が定めているので、もっと地域に即したものにしてほしいし、その単価が定まらないと、施業費が提案できない。すでに集約化の区域概念はできているが、一年の仕事のうち5月になってもまだ提案ができない。これが経営面では非常に差し迫った問題だ。また、集約化に賛同しない森林所有者、非常に小規模で興味ない方を説得するのは難しい。代執行等でこちらが主導的にできるようになるようだが、本当にそれが機能できるか確信が持てない。

また、補助を得るためには搬出材積が求められるが、それによって単価も決まってくる。そのため、決定までに時間的ロスも大きい。このあたりの問題は重要だが助走期間がない。

そんなことから今年の経営は戸惑うとともに非常に厳しいが、森林組合はそれを第一に取り組みざるを得ない。それに、施工し、材積が確定して森林組合の利益となるが、2月末決算で、事業費が入るまでの多額の運転資金を組合で用意する。それが回収できるまで6か月位かかる。この資金力がないと集約化を進めたくてもできない。また、公共事業を削減しろともいわれる。人員確保と絡めて、難しい。規模が小さく実施できない組合もある。

加藤：集約化は人手と費用がかかる。いまの助成の中では、費用負担はどうなっているか？

林：今までは森林整備地域活動支援交付金を生かす以外になかった。今度の改正で間伐でha32,000円認められるようになった。今までは、公共事業の利益を回して手数料率を規定以下に下げ、組合員サービスとして職員賃金を出せた。しかし、公共事業をとられると手数料は嵩上げにせざるを得ない。また、ha32,000円ではだめだ。小規模所有の人を説得して歩くには不適だ。「一人いくら」とかの要素がないと。所有規模が比較的まとまった、やりやすいところはすでにやっつけてしまっている。

赤堀：補助、補助と言うが、サービスを受ける側に、経費として請求すべき性質では？

加藤：その通りだが、森林所有者にとってもそれをできる余裕はない。

赤堀：集約化にかかる経費も、見積もれるようにしておくべきでは？営業経費として。

長沼：集約化の費用は、民間ならコンサルティング費用や営業経費として確かに積算すべきだ。要は営業経費だが、補助金がないと成り立っていない。その営業経費が現在の制度では10%までしか認められない建前だ。

林：組合員からの委託事業では森林組合に利益はほとんどない。公共事業の利益をつぎ込んで組合員サービスに充てて、儲けてはいけない組合利益をおよそ±0にする。

赤堀：大規模木材業者や住宅メーカー、あるいは他産業の業者が、住宅や製材など別のところで得た利益を投下して森林経営権及び資源を囲い込むという可能性もある。イコルフットイングによって、それらの業者にも門戸が開かれる格好になる。そうしたことも含めてどうなるかをシミュレーションすべき。

加藤：民間なら営業経費として織り込んで、その上で経営として成り立つかどうかで参入・退出を判断するだろう。しかし森林組合は「やらねばならない」と追い込まれている。やれる体制をどう作るか。別の所から利益を得る手段を奪われ、広域合併等で体制自体が崩れているという意見もある。

長沼：森林組合を集約化やコンサルティングに特化させると言いながら、民間も計画立案に参画できるようにするイコルフットイングには矛盾がある。そもそも、集約化経費が十分に出ない中で、コンサルティングだけでは食べていけない。施業は平等にすべきだが、境界画定等や集約化が一番大変で行政的な仕事なので、イコルフットイングには馴染まないのかも。

加藤：今回、当初はそうだったと思うが、施業の実行もやっていいというように戻ってきた。しかし、主たる仕事は集約化となった。その意味では分かりづらくなり、森林組合が集約化を主体にそれだけで生きていくとはどういう格好なのかが十分に議論されていない。ha32,000円も、そういう議論の中で必要経費としていくら必要なかを議論することも必要ではないか。

もう一つ、「集約化はどの程度やるのか」が見えていない。木材生産を中心としてすべきなのかがどれくらいなのか。どこまですべきなのか。たとえば飯伊ではどれくらい集約化できる？

林：全域やるのが理想だが、長野は広葉樹二次林も含めてモザイク状であり、林業経営林としてまとめるのは非常に難しい。飛び地だ。

赤堀：集約化はつまり森林経営計画だが、生産力増強ばかりで、地域振興の視点が足りない。集約化は人工林だけではない。最終取りまとめを読み直しても、里山林の取組も促している。二次林も含めてトータルで考えるとなっている。だから、地域とのかかわりも密接にしなければならないが…

加藤：木材生産の場としての人工林に対して、里山林は広葉樹のイメージで描かれている。生産対象外にするのは混交林化しろとなっている。そして、森林経営計画上は「全部入れる」ということになるにしても、生産対象以外を入れても、生産行為が行われず集約化の経済上のメリットが無く集約化が大変なだけになる。建前上はみんなまとめるとしても、そこにメリットがあるのは道づくりに限られる。やはり現実実態として、人工林(生産林)が集まっているところとなるだろう。赤堀さんが最初に話されていた、広葉樹林の生産林化ということもあるが。

赤堀：できるならば、経費の話置いておいたら、地域の価値観、森との距離感という意

味で、二次林を含めて道を多くつけるのが良いと思うが。

長沼：集約化の延長上に森林経営計画がある。森林経営計画の樹立率は100%でなくてよいと思っているが、国はどう考えているのか？ 基本的には人工林を中心に（周辺広葉樹林も取り込んで）樹立していくようになるだろうが…

加藤：プランはまだ全体像が見えていない。

赤堀：地域の小規模自伐林家のマネジメントも増えるので、事業体や森林組合の仕事を増やす観点では良いが、地域のためには、この際、可能性を将来に託せるという意味で道づくりが進むことだけは期待したい。自伐林家の経営が成り立っているところは、道があることが前提だからだ。

長沼：集約化、森林経営計画は、基盤づくり、道づくりのためにある。林業専用道は全体に、毛細血管状に作業道を。

林：しかし、それは、経営的には木材搬出ができないと補助も出ないし、できない。

長沼：一番のネックは境界等の森林情報。集約化は本来は行政が一緒になって取り組むべき問題だ。岐阜では森林経営計画の基になったと言われる「森プロ」で、民間ベースで500ha程度の団地を15か所設定したが、それ以上進まなかった。要するに、作りやすい所がそれほどないということだ。岐阜の人工林は30万haあるのに…今年からの「地域森プロ」事業では、県が主体となって、県有林や財産区有林や市町村有林など、核になれるところを中心に集約化に取り組んでいる。

林：戦術的には、核となる所からやらないと。

加藤：今のままではどこかで行き詰まるということか。

赤堀：道のつぶれ地についても考える必要がある。理想を言えば、道があることを前提として、小規模森林所有者も納得のいく境界管理が行われるのがいいのだが。

長沼：今回成立した森林法では、所有者不都合や境界不明でも、公告縦覧等の手続きで道の開設や間伐施業が可能になった。まだ細かな運用などが示されておらず、非常に手間がかかるため実際できるかは不透明だが、国がしくみは作ってくれたので、活用していきたい。

赤堀：誰が何をできるのかに行き着く。どのような受け皿を地域で作りうるのか。結果的に出来合いのメニューをお仕着せるだけに終わってしまうことになるのを懸念している。

加藤：集約化団地も結果的にやり易いように小規模飛び地も認めようとなれば、結局、抜け穴になって道づくりも進まないということになる可能性もある。補助を受けるためというだけでなく、何をやるうとして集約化を行うかが重要だ。

<問6、森林組合 ～その位置づけは？～>

加藤：二分化するという見通しの回答が多い。では、脱落する所はどうすればよいのか。

赤堀：森林組合の位置づけがあいまいなままではないか？ 検討委員会も傍聴したが、ここでも、「森林の組合」であって「組合員の組合」という扱いをされておらず、聞けば聞くほどわからなかった。

加藤：森林組合と民間が競争して、組合が負けたらイコールフットイングとして民間が来るようにするのか？ その地域はどのようになるのか。「競争させる」だけでは絵が描きき

れない。

林：次の段階で、「そういう組合を救うのか消すのか」が議論になるだろうが。森林組合は私の解釈では森林所有者の協同組合で、会員サービスに公益的なものも含まれる。しかし今は競争原理であり、経営の中で公益は中心におけない。合併して人を減らしたら十分なマネジメント、組合員にサービスできない。私のところは間伐ばかりでない総合的な組合であり、それらの利益のおかげで手数料を抑えている。これから先、この論理で行くと、集約化に全精力を注げるのか…

加藤：集約化や森林組合の議論は、イメージを具体化しないといけないのではないかと。林野庁だけではなく、各地域で自分の所をどうするのか、現状を踏まえて考えねばならないのではないかと。

林：地方分権を林政でももっと進めてほしい。事業体の動きなども地域で調整するような形にせねば。国の大きい計画をそのまま地域に押し付けられると機能しない。

赤堀：今回の流れは、悪い森林組合が念頭に置かれ、それをどう正すかの観点から練られているのはわかる。しかし、それで縛りつけることによって地域の協同組合として組合員の生活がよくなるのか。組合の活動が細ってくると、地域にマイナスだろう。そのあたりの議論が不足では。

＜問7 組合と民間のイコールフットイング～誰が何をどこまで？～＞

長沼：森林組合と民間事業体は本来、別次元のもの。森林組合は様々な制約があり、たとえば組合が落札すると諸経費をカットするなど、同次元でない。組合は半官半民的で、集約化までは行政と森林組合、森林経営計画からは自由に…ということなのか？まだ、イメージが十分描けない。しかし、悪い悪いと言われる森林組合がそうなったのは行政が都合よく使った面もある。行政の人が入れ代わり立ち代わり来るし、行政の言う通りにやらないと補助も出ないし、思考停止になった場合もあった。最近はそのでもないが。

結局、トップ、経営者次第ではある。林さんは元々は何処に？

林：私はもともと公務員を11年、そして組合に30年以上。

長沼：外にいた経験のある組合長さんは比較的立派な気がする(笑)。元々、組合長さんは地元の名士的な存在で組合をまとめる役割を持っていた。経営感覚が求められる現在だが、民間と単に競争するのもどうか。様々な制約がある森林組合は本来、民間事業体とは別次元のもの。

加藤：森林組合が集約化計画を官と一緒に作る、と割り切るなら分かりやすかった。しかし、林野庁も割りきれなかったのだろう。森林組合以外に事業体がない所があるし、また、集約化では食えないので、森林組合の利益の元を断つまではできなかったのだろう。その結果、森林組合も民間も「計画も事業も」やるということになり、何をイコールフットイングするのかが分かりづらい。

赤堀：どういう形が望ましいかが出ていないから混乱するのではないかと。例えば愛媛の久万広域森林組合は、組合が管理部分に特化し、うまくやってくれる事業体に発注する形だ。このように組合が所有者の権利代表となる形が理想なら、そこに至るロードマップを作ればよい。森林組合以外が施業計画を独自に立てている所などもあり、全ての地域を同じ型

にはめ込むわけにはいかない。地域、地域で「千差万別でいい」ことを確認すべきではないか。一つにあてはめようとするとうとう無理が生じる。むしろ、地域に即したデザインを作ることが主眼なんだというようなアウトプット（説明）が必要だ。

長沼：いろんな形態があったが、やっぱり一つにまとめようとして、それも結局できずにここに落ち着いたのだろうか。久万のようにコンサルティングに特化する形か、飯伊のように総合組合になるか。

林：私は、将来は事業実施部門を切り離そうと思っているが、実力を養うためにしばらくは抱えるつもり。経営感覚もあるので、時間さえあれば独立できる。そうすれば組合の立ち位置もはっきりする。競争原理が働き、施工費が下がれば組合員のためにもなる。

長沼：一気ににはできないが、ということ。

赤堀：この1年でいろいろやれと言われすぎる。小規模事業者の中には変化についていけない所も出てくるだろう。

加藤：拙速では、「こんなものが作りたかったわけじゃない」ということになりかねない。

赤堀：だから、「アウトプット（説明）」の仕方が重要だと思う。「いろいろ書いてあるが、地域がうまくいくことが一番大切だ、そのための参考書なんだ」と。

集約化も民間事業者が毎回入札ではなく、長期的に展望が描ける形でないと、人も雇えないし投資もできない。毎回選ばれるか選ばれないか恐恐としていればつまみ食いの仕事にならざるを得ない。

加藤：この議論は実は、発注者がわからない。国や県が発注するなら総合評価方式もわからないでもないが、森林所有者が発注する際はだれも入札などしない。また、森林所有者が発注する際は質の担保はどうするか。実は、森林組合の立ち位置が計画も事業もとなって「発注者」が誰か分からなくなっている。

赤堀：まともな発注を地域で担保するのがフォレスターということなのでは？

加藤：流通で、コーディネーターがいる場合がある。供給をまとめてネットワーク化して大規模事業者と対峙する。それが組織化されるとすれば、そこが発注者となれるかもしれない。しかし、そのイメージはまだできていない。とにかく流通の改善をしようとし、大規模事業に対抗しようとする、何らかの形が必要になる。県や行政に頼るのではなく、新しい民間の形が出てこないといけない。商社がそれを担うことになるということも考えられるが、できれば、地域の中でそういったものができれば良いと思っている。

長沼：そういう意味では、流通コーディネーター、施業プランナー、フォレストマネージャー、フォレスター、とかがどう違うのかが判らない、まとまっていない。ドイツは、そのへんを森林官一人が全てやっている。

加藤：ただ、ドイツはそれとともに、販売手数料で生きている大きな流通の民間コーディネーターが上にいる。数十万㎡を数人でやっている。効率的にやられており、極めて安い手数料で動いている。

長沼：向こうの森林組合は森林官がやっているが、本当に公がお抱えでやっている。

加藤：プランにも、本当にどういう格好でやるべきなのか示されていないし、地域で考えねばならない。ドイツの仕組みも、州ごとに違う。

赤堀：ドイツに近いものを仮に目指すにしても、10年では無理ではないか。

長沼：それに、地域によって異なるものになるでしょう。

赤堀：最終的な到達点を、10年という短い期間で考えず、もう少し長い時間をかけることもありうることを前提に、そこに至る最短距離を考えねば。バックキャスト（理想像から逆算して今の方針を決定）やロードマップの必要性が強調されている割には、最終目標・理想像が不明確だから、個々の課題で右往左往してしまう。長時間をかける前提で、最終的な到達点に至る最短距離を考えねば。

<フォレスター・人材～全てはこれから～>

加藤：フォレスター・人材の話、まだ十分議論できるほど方針が固まっていないが、感想を。

赤堀：さしあたり準フォレスターとして国有林とAG（林業普及指導員）、将来的にAGを改変した資格試験を行うとなっているが、それでできるのか。地域密着の人材育成なら、地域ごとに問題が異なるだろう。歴史、土地利用の経過、基幹産業など。それを踏まえないとフォレスターとして力を発揮できないだろう。そこを資格検定でやってしまうと、理想に近づけないのでは。

長沼：それはあるが、大前提として、フォレスターの位置づけがまだ不明で、権限も所属も職務もわからない。建築士のような資格なら、その職種が関わらないと物事が動かないもの（家の図面など）を作って対価を得る。フォレスターはおそらくそうでないので、必然的に公務員になるだろう。じゃあ民間フォレスターは何をするのか。市町村がフォレスターを頼むというと、有料の民ではなく無料の県に頼むだろう。また、国有林フォレスターは何をしてくれるのか。はっきりしない。しないながらも地域、地域で考えるしかないのかなと思う。議論不足だが人材育成検討委員会は現在も動いているので、まずは準フォレスターを養成しながら平成25年まで考えようということか。

赤堀：今は国有林だけの機関になっている森林管理署を、地域全体の森林のデザインと発注者機能を担うフォレスター事務所に衣替えするという案はどうだろう。そこに県の担当者も出向することにして、機能を集中させる。減ったとはいえ、森林計画区ごとに組織があるわけだし。

加藤：県の普及指導員自体が縮小している。その中に、フォレスターという新しい仕事が追加されるのかもしれない。とすると、県にそれだけの人が新たに雇われるようになるのか？

長沼：そうすると赤堀さんが言うように、フォレスター事務所を県なりが作って、そこにフォレスターを雇えるようにすればいいだろう。しかし、県も人事をしなければならぬので、この行政改革のご時世の中、「民間でも出来ます」となると、AGは「民営化しろ」となってしまう。もしくは、建築士のようにシステムとして対価が発生するような仕組みにするか。フォレスターの任務として許認可等をするなら、まさに民間ではできない役所の仕事なので、なおさら「公」となる。いずれにせよ整理が必要。

加藤：建築士などは都道府県に「建築主事」として雇われ、許認可業務をやっている。しかし今のフォレスターは「計画策定の支援」が前面に出ている。これは権限が非常に微妙な仕事だ。

赤堀：森林経営計画を出さないと伐採ができないとなれば、許認可権としてフォレスター

が生きてくるが…

長沼：伐採届をフォレスター所管にすればそうなるが…

加藤：そうするといまは市町村が持っている許認可・監督権をフォレスター⇨県？に吸い上げることになってしまう。本来、森林経営計画の承認権も市町村にある。それを県にすることになるのか？

赤堀：となるとフォレスターは単なるアドバイザーに留まるのか？

加藤：最後の実行管理を誰がやるかもわからない。PDCAサイクルを誰がやるかも未定。いま、フォレスターは「計画策定の支援」としか具体的には言われていないから、その権限はなさそうだ。市町村行政の権限と人材不足という乖離の問題はまだ解決の道筋が見えない。

<最後に一言>

加藤：まだ、議論が十分でないが、それでは最後に一言ずつお願いします。

林：今回の改革は本当に一步踏み込んだが、一番心配なのは、林業・森林は地方にある程度委ねる仕組みにしてほしい。国が統一的にやっても現場に一致しない。いま、一般住民もわりと山に関心がある。自分たちの山づくりという発想をくみ取り、結びつけ、一方で山から気持ちが離れた方が地域の皆さんに感化されるような、そういう仕組みに落とし込んで地域の計画を立てられると、より身近なものとして捉えられ、組合も活躍できると思う。

赤堀：この計画が遂行されるために、地域にメリットがもたらされることが必須だ。運用は地域にイニシアティブがあり、そこで独自に組み立てながら地域にメリットある形を作り出すことが求められるということをよく伝わるような形にしないと、これまでと同じように「やらなければならない」ことばかり捉えられ、プランの持つ良さが発揮できない。

長沼：再生プランはこれまでと違ってインパクトはある。具体策にも踏み込んでいる。様々な問題はあがるが、林さんの言われたように、まさに分権して地域が進めるが、その際は県や市町村や組合といった地域が責任を負うことが必要だ。これは大きいことだ。いままでは国に要綱要領を作ってもらってマニュアル化・規格化していたが、林業はそうではない。ドイツの森林官は、「基準とかはない」「現場での判断だ」と言う。しかしそのためには、人材が不可欠。分権を唱えるなら地域、地域の責任だが、各アクターは弱み強みがある。ドイツのようなスーパーマン的なフォレスターの実現は難しいと思うが、日本は組織で動くのに長けているから、各フォレスターの強みを合わせた組織型のフォレスターのような形がよいのではないか。ひとつの森林をばらばらにやるのではなく、みなさんでその地域の森林を考えるような形が良いと思う。

加藤：批判もあるが、プランが実りある形になっていかねばならないというのはほぼ共通の思いだろう。出た課題も前向きに受け止めていきたい。今日は、司会者として、1,200名も出していただいたアンケートの成果として十分な議論ができたか、もっと議論すべき点もあったかと思うが、林野庁をはじめ関係各所に参考にしていただければと思います。本日はありがとうございました。

■座談会を終えて

座談会を通じて、それぞれの発言者から、森林・林業の現状を打開していくためには、これまでのあり方を検証し新たな展開を図るべきであり、今回はそのための絶好の機会であるとの強い思いが伝わってきました。

しかし、森林・林業再生プランについて具体的に議論すれば、まだまだその内容や考え方が関係者に明らかにされていない、あるいは理解されていないと感じました。例えば、

- ①、森林の区分については、森林の機能発揮と望ましい森林施業をそもそもどのように考えられているのか。森林の区分は、具体的にはどのように見直されることを想定しているのか。
- ②、市町村森林整備計画は、どのように作られていくのか。フォレスターはどのように関与するのか。市町村はどのような対応を期待されているのか。フォレスターが国や都道府県職員とすれば、国や都道府県はこれまでの人事のあり方を見直されるのか。
- ③、集約化については、どのような森林を対象としてどの程度できる、あるいはすべきと考えるのか。集約化が現段階で無理な白地地域はどうするのか、切り捨てられるのか。集約化の費用は、どうカバーされるのか。
- ④、事業実施については、森林組合と林業事業者のイコールフットィングとは何を平等化しようとしているのか。その結果どのような形になることを期待しているのか。発注者がとされているが、国、都道府県等以外の発注者は誰を想定しているのか。PDCAはどのように達成されるのか。

等々であり、まだまだ地域段階では、具体的なあり方を描くところまでいっていませんし、どのように手をつけていくべきかにそれぞれ思い悩んでいます。また、その中には、プランのあり方とそれぞれの地域の実情との間に違いがあり、そのことが戸惑いとなっています。その意味では、国の指示を踏まえながら、まず、それをこなすという受身の形になることが心配されます。

森林・林業は、地域の問題であるとともに、国土管理や国家経済の基礎として国の問題であり調整が必要ですが、現在の状況を打開しようとする森林・林業再生プランを実現していくためには、地域の自主的な取り組みを強化していかなければならないと思われます。

地域が、改革の方向性を共有しつつ、自らの問題として自ら工夫して打開していくことが必要であり、地域の自主的な取り組みを盛り上げる努力がされなければならないのです。そのためにも、国の考え方についての関係者へのより具体的な説明と議論がもっとも必要であります。そのことが森林・林業再生プランの実効性ある展開につながるということが、今回のアンケート及び座談会で改めて痛感されました。

(完)